

由利本荘市定住促進奨励金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に定住する意思をもって県外から転入した者のうち、住宅を取得した者又は賃貸住宅に居住した者に対し、予算の範囲内で、由利本荘市定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進し、定住人口の安定・確保に資することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号。）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号。）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。
- (2) 賃貸住宅 賃貸借契約に基づき他者が居住の用に供するために貸し出すことを目的とした住宅をいう。
- (3) 専用住宅 専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (4) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するために、市内に住宅の新築又は購入若しくは土地を購入し、所有権登記を行うことをいう。ただし、贈与及び相続によるものを除く。
- (6) 定住 5 年以上居住する意思をもって市の住民基本台帳に記載され、かつ、その生活基盤が市内にあることをいう。
- (7) 市税等 住民税、固定資産税、保険税（料）等をいう。

(奨励金の種類)

第 3 条 奨励金の種類は次のとおりとする。

- (1) 住宅取得型 県外から転入し住宅を取得した者に対する支援
- (2) 移住促進型 県外から転入し賃貸住宅に居住した者に対する支援

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、奨励金の種類毎に、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱の趣旨に反するものと市長が認める者を除く。

1 住宅取得型

- (1) 平成26年4月1日以降に住宅及び土地を取得し、2人以上で構成する世帯全員が定住のために県外から市内に転入していること。
- (2) 住宅を取得した日と市の住民基本台帳に記載された日との間に1年以上の期間がないこと。
- (3) 世帯全員が、市の住民基本台帳に記載された日から起算して過去3年間以上県外の市区町村に住所を有していたこと。ただし、義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。
- (4) 対象住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その1/2以上の所有権を登記事項証明書で確認できること(当該住宅の取得に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、その代表者)。
- (5) 本市に住所を定めたことのない世帯員がいること。
- (6) 奨励金の交付申請時において定住していること。
- (7) 町内会、自治会等へ加入しており、地域活動に協力する意思をもっていること。
- (8) 広報等の取材及び家計調査に協力する意思をもっていること。
- (9) 世帯全員に、市税等の滞納がないこと。
- (10) 由利本荘市移住まるごとネットワークに登録していること。
- (11) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。

2 移住促進型

- (1) 2人以上で構成する世帯全員が定住のために県外から市内に転入し、賃貸住宅に居住していること。
- (2) 賃貸住宅に住所を移した日と、市の住民基本台帳に記載された日が同一であること。
- (3) 世帯全員が、市の住民基本台帳に記載された日から起算して過去3年間以上県外の市区町村に住所を有していたこと。ただし、義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。
- (4) 世帯員のいずれかが契約する賃貸住宅に居住すること。ただし、貸主が二親等以内の親族である賃貸住宅に居住する場合を除く。
- (5) 本市に住所を定めたことのない世帯員がいること。
- (6) 所属企業の業務命令に基づく転勤等による転入でないこと。
- (7) 奨励金の交付申請時において定住していること。
- (8) 町内会、自治会等へ加入しており、地域活動に協力する意思をもっていること。
- (9) 広報等の取材及び家計調査に協力する意思をもっていること。
- (10) 世帯全員に、市税等の滞納がないこと。

- (11) 由利本荘市移住まるごとネットワークに登録していること。
- (12) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、30万円とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、由利本荘市定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、住宅取得型については第6号を除く。また、移住促進型については第4号及び第5号を除く。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 世帯全員の住民票の謄本（続柄の記載されたもの）
- (3) 世帯全員の戸籍の附表の写し（定住のために市の住民基本台帳に記載された日から起算して過去3年間以上県外に住所を有していたことがわかるもの）
- (4) 土地・家屋の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- (5) 取得した家屋の平面図（間取りがわかるもの）
- (6) 賃貸住宅の契約書の写し
- (7) 住宅または賃貸住宅の位置図
- (8) 直近2カ年、世帯全員に市税等の滞納がないことを証する書類（学生は、義務教育課程以下の世帯員を除き、在学を証する書類を添付すること）
- (9) 町内会、自治会等へ加入していることを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に基づく申請は、次の各号に掲げる日から1年以内に提出しなければならない。

- (1) 住宅取得型 市の住民基本台帳に記載された日又は住宅を取得した日のうち、いずれか遅い日
- (2) 移住促進型 市の住民基本台帳に記載された日

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、由利本荘市定住促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）、又は由利本荘市定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、奨励金の交付を請求するときは、由利本荘市定住促進奨励金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消し、由利本荘市定住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定を受けた者に通知するもの

とする。

- (1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。
- (2) 住宅取得型の交付決定を受けた者が、当該奨励金事業により取得した住宅を奨励金の交付を受けてから5年以内に取り壊し、貸与、又は売却したとき。
- (3) 奨励金の交付を受けてから5年以内に市外に転出したとき。ただし、転勤等による交付対象者の一時的な転出である場合を除く。
- (4) 奨励金の交付を受けてから5年以内に、当該世帯に市税等の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると市長が認めた場合を除く。
- (5) 移住促進型の交付決定を受けた者が、1年以内に、賃貸住宅から転居した場合。ただし、相当の理由があると市長が認めた場合を除く。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、由利本荘市定住促進奨励金返還請求書（様式第7号）により期限を定めて、当該奨励金の全額に相当する額の返還を命じなければならない。

(実施期間)

第11条 補助事業の実施期間は、平成32年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の由利本荘市定住促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。

(住宅取得支援型の経過措置)

- 3 平成27年9月30日までに転入した者で、平成27年10月1日以後に住宅取得支援型の申請をしようとする者については、第4条第1項の要件を満たすほか、住宅取得の日、または市の住民基本台帳に記載された日のうち、いずれか遅い日に満49歳以下である者を交付対象者とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の由利本荘市定住促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。